

三次市立小中学校の給食費 無償化について

令和8年2月6日（金）

三次市教育委員会

国による負担軽減策について

子育て世帯への支援を強化する観点から「いわゆる給食無償化」を地方の実情等を踏まえて実施されるもの。(文科省資料を基に作成)

項目	内容
支援対象	<ul style="list-style-type: none">・給食を実施する公立小学校・保護者の所得にかかわらず一律支援
支援基準額	<ul style="list-style-type: none">・月額5,200円（5月1日の在籍児童数×11月）※要保護児童除く・基準額を超える部分は保護者から徴収可能
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・「給食費負担軽減交付金（仮称）」を創設し、自治体に対する予算補助を実施
国と地方の関係	<ul style="list-style-type: none">・地方の安定財源の確保を前提に1 / 2の都道府県負担を導入・地方負担分は地方交付税で対応